

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添え、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記載されているものに限る。以下同じ。）を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付し、前項の規定による申請があったときは、当該</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に印鑑登録証を添え、市長に申請しなければならない。<u>ただし、印鑑の登録を受けている者が電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合にあっては、印鑑登録証の添付を要しないものとし、次項の規定により印鑑登録証明書を交付する前までに市長が定める方法により印鑑登録証を提示するものとする。</u></p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書と印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認のうえ、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付しなければならない。</p>

申請に係る電子情報処理組織への入力事項を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送等によって印鑑登録証明書を交付するものとする。

4 略

5 略

(手数料及び郵送料)

第16条 略

2 第13条第3項の規定による交付に要する郵送料は、白岡市手数料条例の定めるところによる。

3 略

4 略

(再登録及び証明手数料)

第16条 略